

令和 7 年度 大町町一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理実施計画)

令和 7 年 4 月
大町町

1 目 的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条で定めた一般廃棄物処理計画に基づき、各年度の事業計画を定めるものです。

また、本町の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて上位計画である大町町一般廃棄物処理基本計画の推進及び実施のために必要なごみの減量化、資源化及び地域の生活環境保全並びに公衆衛生の向上を確保することを目的とします。

2 計画区域

大町町全域 11.50 k m²

3 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

4 基本方針

本町では、町民、事業者、行政がそれぞれの立場での役割分担と協働により循環型社会の形成を目指し、3R（Reduce、Reuse、Recycle）運動を推進するとともに、処理・処分に関しては、上位計画に基づき安全かつ適正なごみの収集運搬・処理・処分を行っていきます。

(1) 基本方針 1：町民・事業者・行政が連携した 3R 運動の推進

発生抑制を主体とする 3R 運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）により、町民・事業者・行政の 3 者が連携して 3R 運動を実施することにより、一歩進んだ循環型社会の形成を目指します。

(2) 基本方針 2：適正処理の推進

安全かつ適正なごみの収集運搬・処理・処分を推進していきます。

佐賀県西部広域環境組合「さが西部クリーンセンター」にて適正に処理・処分をします。

5 一般廃棄物の排出量の推計 (t)

種 類	令和7年度推計
もえるごみ	1,431
もえないごみ	93
粗大ごみ	92
資源ごみ	132

資料：大町町一般廃棄物処理基本計画

※し尿及び浄化槽汚泥については、生活排水処理実施計画に掲げる。

6 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出される家庭系一般廃棄物

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ	町（委託） 排出者 許可業者	佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター	クリーンパーク有田 有田町東不燃物捨場
もえないごみ			
粗大ごみ			
資源ごみ	町（委託）	町（委託）	—

(2) 事業活動から排出される事業系一般廃棄物

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ	町（委託） 事業者 許可業者	佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター	クリーンパーク有田 有田町東不燃物捨場
もえないごみ			
粗大ごみ			

※事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合には、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し保管するなど、町が行うごみの収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

7 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

【家庭系】

(ア) ごみ減量化対策事業補助金

一般家庭から排出されるごみの減量化対策のひとつとして、家庭から発

生する生ごみを家庭で処理するため、生ごみ処理機等の購入者に対し、購入金額の2分の1（30,000円を限度）の補助金を交付します。

（イ）資源ごみ回収事業助成金

地域や団体において、ごみ減量化運動のひとつとして、ごみの資源化と再利用を促進し、環境保全を図るため行われる資源ごみの回収に対し、回収重量に応じた助成金を交付します。

（ウ）ごみの指定袋及び粗大ごみシールの有料化制度の実施

もえるごみ、もえないごみ及び資源ごみ（ペットボトル、カン、ビン）の指定袋及び粗大ごみのシールを町で指定し、有料化することで一般廃棄物の排出抑制を図ります。

（エ）広報・啓発活動

廃棄物の減量化及び資源化について、町民及び事業者の理解と協力を得るため、次のとおり広報・啓発活動の展開を図ります。

- a 地区代表者との連携協力
- b 集団回収を行う団体等との連携協力
- c ごみ収集及び分別カレンダーの全戸配布
- d その他情報提供、広報・啓発活動

【事業系】

「事業系のごみ分別ハンドブック」に従い、事業所から排出される事業系一般廃棄物を適切に処理するために、事業者に対して、立入り調査を実施します。

（2）収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

大町町全域

イ 収集方法及び回数

（ア）家庭から排出される家庭系一般廃棄物

一般収集計画

家庭から排出される家庭系一般廃棄物は、町が年間スケジュールを立て、次の区分により委託で収集します。なお、分別方法・排出方法の詳細は別に定める「ごみ収集及び分別カレンダー」のとおりとします。

区 分		全 域
もえるごみ		週 2 回：指定袋によりごみ集積ボックスで収集
もえないごみ		月 2 回：指定袋によりごみ集積ボックスで収集
粗大ごみ		月 2 回（持込） 随時（個別）
資源 ごみ	ペットボトル	月 1 回：指定袋によりごみ集積ボックスで収集
	カン	月 1 回：指定袋によりごみ集積ボックスで収集
	ビン	月 1 回：指定袋によりごみ集積ボックスで収集
	段ボール 紙製容器包装 新聞・牛乳パック 雑誌・書籍等	月 1 回：指定袋によりごみ集積ボックスで収集 随時（持込）：常設資源物ステーション
	古布	随時（持込）：常設資源物ステーション
	乾電池	随時（持込）：常設資源物ステーション、 公共拠点施設、各地区公民分館
	蛍光管	随時（持込）：常設資源物ステーション
	小型家電	随時（持込）：役場町民課、大町町公民館

（イ）事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することを原則としますが、自ら処理できない場合には、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し保管するなど、町が行うごみの収集、運搬及び処分に協力しなければなりません。

ただし、町の処理計画により排出することが困難な場合又は家庭系一般廃棄物の収集に支障を及ぼす恐れがある場合は、事業者自らの責任において、町が許可した一般廃棄物処理業者に収集、運搬を依頼することとします。

<一般廃棄物処理業許可について>

町内のごみの排出量等を勘案すると、既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、新規の収集運搬業の許可はしておりません。ただし、災害等でごみの排出量が大量に発生した場合等、特段の事情が生じた場合には、必要に応じ検討します。

(ウ) 直接搬入

家庭系及び事業系一般廃棄物を排出者（又は事業者）自ら処理施設に直接搬入して処理を依頼します。その場合、持込量に応じた直接搬入手数料を支払います。

(3) 中間処理計画

ア 可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の概要

(ア) 一般廃棄物施設（焼却施設）の概要

名 称	佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター エネルギー回収推進施設
所在地	佐賀県伊万里市松浦町山形 5092 番地 4
処理対象物	可燃ごみ、資源化施設からの処理残渣等
処理方式	ガス化熔融方式（シャフト炉式）
処理能力	205t/24h（102.5t/24h×2 炉）

(イ) 一般廃棄物施設（資源化施設）の概要

名 称	佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター マテリアルリサイクル推進施設
所在地	佐賀県伊万里市松浦町山形 5092 番地 4
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ
処理方式	破碎＋選別
処理能力	22t/5h（1 日 5 時間稼働）

(ウ) 処理量及び残渣の量（見込み）

（単位：t/年）

種 類	搬入量	処理施設	熔融量	資源化量	処理残渣 埋立て
もえるごみ	1,431	焼却施設	1,254	131	46
もえないごみ	93	資源化施設	163	22	0
粗大ごみ	92				
合計	1,616		1,417	153	46

資料：大町町一般廃棄物処理基本計画

※焼却処理後に発生する溶融スラグや不燃・粗大ごみを破碎処理した後の金属類について資源化を行う

(エ) 資源ごみ中間処理施設の概要

A ペットボトル

名 称	株式会社イワフチ 西日本広域リサイクルプラザ
所在地	佐賀県武雄市北方町大字大崎 5145 番地
処理方式	手選別、圧縮・梱包、保管
排出見込量	10t

※再商品化処理については、公益財団法人日本容器リサイクル協会へ委託

B カン

名 称	株式会社イワフチ 本社工場
所在地	佐賀県杵島郡江北町大字下小田 3305 番地 1
処理方式	分別、圧縮
排出見込量	6t

※圧縮品（スチール、アルミ）については、有価物の売却処理

C ビン

名 称	株式会社佐賀クリーン環境 佐賀リサイクルセンター
所在地	佐賀県佐賀市大和町大字川上 3259 番地 1
処理方式	手選別（無色・茶色・その他の色）、保管
排出見込量	26t（無色 10t、茶色 10t、その他の色 5t、残渣 1t）

※再商品化処理については、公益財団法人日本容器リサイクル協会へ委託

D 乾電池

名 称	株式会社ジェイ・リライツ
所在地	福岡県北九州市若松区響町 1 丁目 62 番地の 17
処理方式	破碎、選別
処理能力	5.6t/日
排出見込量	0.7t

※処理先（委託先）については、処理及び運搬料金を勘案し選定

E 蛍光管

名 称	株式会社ジェイ・リライツ
所在地	福岡県北九州市若松区響町 1 丁目 62 番地の 17
処理方式	破砕、水銀蒸留、再資源化
処理能力	18.3t/日
排出見込量	0.3t

※処理先（委託先）については、処理及び運搬料金を勘案し選定

F 古紙類

名 称	株式会社イワフチ 本社工場
所在地	佐賀県杵島郡江北町大字下小田 3305 番地 1
処理方式	選別、圧縮・梱包
排出見込量	72t（段ボール 21t、新聞 17t、雑誌 33t、模造等 1t）

※有価物（再生紙原材料）として売却処理

G 古布類

名 称	株式会社イワフチ 本社工場
所在地	佐賀県杵島郡江北町大字下小田 3305 番地 1
処理方式	選別、圧縮・梱包
排出見込量	13t

※有価物（古着、ウエス加工原料）として処理

(4) 最終処分

ア 最終処分場の概要（R7.3.31 現在）

（ア）飛灰

名 称	クリーンパーク有田
所在地	佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3381 番地 1
埋立面積	6,000 m ²
全体容量	25,000 m ³
残余容量	6,751.9 m ³

(イ) 不燃物等

名 称	有田町東不燃物捨場
所在地	佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 1574 番地
埋立面積	3,270 m ²
全体容量	24,300 m ³
残余容量	4,411.7 m ³

(5) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 引越し等による一時的な多量の一般廃棄物については、運搬すべき場所及び方法を別に指示します。

イ 町で収集・処理をしない一般廃棄物

(ア) 特定家庭用機器再商品化法対象品目（テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、エアコン）

排出者が自ら指定引取場所まで運搬するか、小売業者等又は許可業者に収集・運搬を依頼してもらう方法により処理します。

(イ) ペット（動物）の死骸

飼い主であった排出者が、生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分するか、専門ペット霊園等に処分を依頼します。

(ウ) 適正処理困難物

排出者が自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼します。

a 土石類、コンクリート製品、破片、レンガ、かわら等

b タイヤ、バッテリー

c 農薬、大型の農機具（家庭菜園等で使用する程度の農機具は搬入可能）、農業用廃ビニール、漁網、海苔網

d 中身の入った容器類、廃油等液体

e ガスボンベ、消火器

f その他感染性、毒性、爆発性のあるもの